

## 休眠預金等活用法に関するお知らせ

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下「休眠預金等活用法」といいます。)により、当行へお預けいただいている預金のうち、下記の異動事由のあった日から9年を経過した預金について、10年6か月を経過する日までに当行において公告を行ったうえで、預金保険機構に移管されます。

なお、預金が移管された後におきましても、お客さまのご請求により払戻いたします。

### 記

#### 1. 異動事由について

次に掲げる取引を休眠預金等活用法に基づく異動事由として取扱います。

- ①引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと(当行からの利子等の支払に係るものを除きます。)
- ②手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りません。)
- ③預金者等から、この預金等について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この預金等が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限りません。)
  - (a)公告の対象となる預金であるかの該当性
  - (b)預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④預金者等からの申し出にもとづく預金通帳や証書の発行、記帳(記帳する取引が無かった場合を除きます。)もしくは繰越があったこと
- ⑤預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと
- ⑥総合口座取引規定にもとづく他の預金等について、前記①から⑤に掲げるいずれかの事由が生じたこと

## 2. 対象の預金および異動事由

預金種類	異動事由 (前記 1. に掲げる該当の異動事由番号)
当座預金	①、②、③、⑤ (口座移管に限る)
普通預金	①、③、④ (証書の発行を除く)、⑤ (預金種別の変更および口座移管に限る)、⑥
貯蓄預金	①、③、④ (証書の発行を除く)、⑤ (口座移管に限る)、⑥
納税準備預金	①、③、④ (証書の発行を除く)、⑤ (口座移管に限る)
通知預金	①、③、④、⑤ (口座移管に限る)
期日指定定期預金	①、③、④、⑤ (口座移管に限る)
自動継続期日指定定期預金	①、③、④、⑤ (口座移管に限る)、⑥
自由金利型定期預金 (M型) [スーパー定期]	①、③、④、⑤ (口座移管に限る)
自動継続自由金利型定期預金 (M型) [スーパー定期]	①、③、④、⑤ (口座移管に限る)、⑥
自由金利型定期預金 [大口定期]	①、③、④、⑤ (口座移管に限る)
自動継続自由金利型定期預金 [大口定期]	①、③、④、⑤ (口座移管に限る)、⑥
変動金利定期預金	①、③、④、⑤ (口座移管に限る)
自動継続変動金利定期預金	①、③、④、⑤ (口座移管に限る)、⑥
積立定期預金 (一般積立型、エンドレス型、目標日指定型)	①、③、④ (証書の発行を除く)、⑤ (口座移管に限る)
定期積金	①、③、④ (証書の発行を除く)、⑤ (口座移管に限る)
総合口座	①、③、④ (証書の発行を除く)、⑤ (預金種別の変更および口座移管に限る)、⑥

以 上